



2か月分追加免除！

水道料金の基本料金を免除します (6月議会で追加議案提出予定)

- ・国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、生活支援策として現在実施している水道基本料金の免除（4～7月検針分）に加え、水道基本料金2か月分（8・9月検針分）1,474円を追加して免除します。
- ・全体で6か月分4,422円の免除となります。
- ・申請手続きは不要です。

事業名 水道料金軽減支援事業補助金交付事業

対象者 市内全ての水道使用者（官公署は除く）

内 容 水道基本料金2か月分（8・9月検針分）1,474円を全額免除

地区	検針月	今回追加する 免除使用期間・金額	総免除使用期間・金額
JR高崎線東側	8月	6・7月使用分 1,474円	2月～7月使用分 4,422円
JR高崎線西側	9月	7・8月使用分 1,474円	3月～8月使用分 4,422円

事業費 総事業費 48,642千円